

岐阜県LPガス負担軽減事業
(令和8年度4月及び5月支援分)
Q & A

令和8年3月14日

岐阜県LPガス負担軽減事業 事務局

目次

【事業の基本事項について】	- 1 -
【事業期間中の値上げについて】	- 2 -
【対象となる販売事業者について】	- 2 -
【値引きの対象について】	- 3 -
【参加承認申請について】	- 4 -
【値引きの周知について】	- 5 -
【値引きの実施について】	- 6 -
【完了報告について】	- 8 -
【抽出検査について】	- 9 -
【事業費の支払いについて】	- 10 -

【事業の基本事項について】

Q 本事業の目的や趣旨は。

A. エネルギー価格の高騰が継続する中、国による「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が令和8年1月から実施され、都市ガス料金の負担緩和策が行われますが、LPガスを使用する一般消費者等は支援対象となっておりません。そのため、県内のLPガス一般消費者等に対する支援を実施し、価格高騰による負担軽減を図るものです。

Q 前回の負担軽減事業に参加していたが、今回の事業にも必ず参加しなければならないのか。

A. 前回の負担軽減事業と同様に、県内のLPガス一般消費者等の負担軽減を最大限図るため、該当する全ての事業者のご理解・ご協力とご参加をお願いします。

なお、前回の負担軽減事業に参加していないLPガス販売事業者におかれましても、本事業へのご理解、ご協力とご参加をお願いします。

Q 前回の負担軽減事業に引き続き、今回の負担軽減事業にも参加する予定だが、参加申請等の手続きは必要か。

A. 前回の負担軽減事業への参加の有無に関わらず、再度、参加申請が必要となります。

手続書類の様式も一部変更となっているため、「岐阜県LPガス負担軽減事業支援金（令和8年度4・5月支援分）交付要綱」に示す様式を必ず使用してください。

Q 値引き時期や値引き上限額に変更はあるのか。

A. 本事業では、4月及び5月使用分（5月及び6月検針分）から値引きを実施していただきます。

また、値引き上限額は最大2,100円（税抜）であり、値引き回数は2回となります。

4月使用分（5月検針分）1,050円（税抜） 5月使用分（6月検針分）1,050円（税抜）

Q 申請書類等の提出方法は。

A. 原則、以下のメールアドレスまで書類を添付して送信してください。

E-mail : gifu-shikyu@g-shikyu.com

やむを得ない場合のみ、以下の住所に書類を郵送してください。

（※ 必ず配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）でお送りください。）

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南1丁目11-12

岐阜県水産会館2F 岐阜県LPガス負担軽減事業 事務センター宛

【事業期間中の値上げについて】

Q 要領では、支援対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、支援対象期間は一切の料金の値上げをしてはいけないのか。

A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げを制限するものではありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、契約者から恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

【対象となる販売事業者について】

Q 事業所が岐阜県外にあるLPガス販売事業者であるが、岐阜県内の一般消費者等の値引きをする場合は本事業の対象になるのか。

A. 岐阜県外のLPガス販売事業者でも、岐阜県内でLPガスを使用する一般消費者等に対して利用料金の値引きを行うことができる場合は、本事業の対象となります。

Q 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続は何か必要か。

A. ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生するとの回答が国からありました。

また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります

※ 詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（052-951-2820）までお問い合わせください。

【値引きの対象について】

Q 値引きの対象者は。

- A. 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第2条第2項で規定される一般消費者等であり、岐阜県内でLPガスを使用する者になります。
また、体積販売で供給されている者を対象とし、質量販売については対象外となります。

Q 岐阜県内というのはメーター住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。

- A. 岐阜県内に設置されたもの（メーター住所が岐阜県内）が対象です。
消費者住所は県内、県外を問いません。

Q コミュニティガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

- A. 対象になります。

Q 国又は地方公共団体の施設は対象になるのか。

- A. 学校、図書館、公民館、運動施設、美術館等の直接住民の用に供する施設は対象になります。また、地方公共団体が管理する公営企業についても対象になります。
庁舎や事務所、研究施設等の国又は地方公共団体の職員が事務を執行するための施設は対象外となります。

Q 警察の駐在所など、建物は公共の施設だが、住居を兼ねているため契約者が私人のような場合は、本事業の対象になるのか。

- A. 対象になります。

Q 使用量が0m³で、使用実績が無い場合は支援の対象になるのか。

- A. ガスメーターが閉栓中である場合は基本料金が発生しませんので、対象外となります。
使用量が0m³でも、開栓中であり基本料金の支払いがある場合は、対象となります。

Q 使用量が少なく、基本料金も少額で請求金額が値引き上限額未満の場合も値引き対象になるのか。

- A. 対象になります。
基本料金、従量料金及び設備料金を合計した請求金額（税抜）が値引き上限額（税抜）未満の場合は、請求金額（税抜）を値引き額としてください。

Q 同一の消費者が複数の契約をしている場合などにおいて、2契約目以降の基本料金が発生しない場合は対象になるのか。

A. 対象になります。

Q 1つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。

A. 複数メーターを取り付けている場合は、ガスメーター（契約）ごとに値引きの対象となります。よって、2世帯住宅などで同一の建物であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

Q 契約を行っている親メーターがあり、その先に子メーターが複数ある場合はそれぞれ対象になるのか。

A. 親メーターの契約者が子メーター分の料金をまとめてLPガス販売業者に支払っている場合は、LPガス販売事業者において、以下の内容を確認することが可能であれば、使用されている子メーターごとに値引きの対象となります。

- ・子メーターごとに各月のLPガスの使用実績が明らかであること
- ・親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して、県の支援により利用料金の値引きが実施されていることを周知していること
- ・親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して請求する各月の料金から、LPガス販売事業者による値引き額と同額が値引きされていること

なお、上記のような対応を行った場合、事業の完了報告時に添付する値引き実績一覧表に各メーターの値引き実績を記載していただきます。また、上記のケースがある場合、抽出検査の対象とします。

【参加承認申請について】

Q 振込先確認書に添付する通帳のコピーについて、当座預金は通帳がないがどうすればよいか。

A. 銀行・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの（入金帳または小切手帳の写し等）を添付してください。

Q 申請後に、代表者や担当者、連絡先などに変更があった場合、どのようにすればよいか。書類の再提出が必要となるのか。

A. 参加承認申請書に記載した内容（代表者職氏名、担当者氏名、担当者連絡先、振込先）に変更が生じた場合、速やかに事務局までご連絡ください。書類の再提出は不要ですが、変更内容に応じて、確認のための証拠書類の提出を求められることがあります。

【値引きの周知について】

Q 一般消費者等への値引きの周知方法はどのように行うべきか。

A. 周知方法については、ハガキの郵送、メールの送信、検針票に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のホームページ上に掲載する場合でも、消費者に対して個別の周知をお願いします。

なお、周知は値引き開始時に1回のみ実施しますが、本事業の期間中に新規契約があった場合には、契約時に必ず周知を行ってください。

<消費者に対する案内文(例)>

国の交付金を活用して岐阜県が実施する「岐阜県LPガス負担軽減事業」により、4月及び5月使用分(5月及び6月検針分)のLPガス料金(税抜)から、各月最大1,050円(税抜)を値引きします。

Q 事務局が作成した消費者向けチラシを消費者へ配布することで、消費者への周知としてよいか。

A. 事務局で作成したチラシを周知に用いても構いませんが、必ずLPガス販売事業者の名称や連絡先等の情報を記載してご利用ください。

Q 参加承認申請の手続が完了する前に、消費者に対して値引きすることを周知して良いか。

A. 原則として、参加承認後に周知を開始すべきですが、日程等の関係により、参加承認後に対応する時間がとれない場合は、周知を開始しても差し支えありません。

Q 一般消費者等への値引き額の明示方法はどのように行うべきか。

A. 値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、領収書、Web明細などに「値引き前後の額」及び「値引き額」を明示してください。なお、請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみ記載でも差し支えありません。

Q 検針票や請求書等には税込金額を記載しており、税抜金額を記載できないが、記載する値引き額を税込金額(2,310円)としてもよいか。

A. 1回あたり最大1,050円(税抜)です。税込表示の場合は1,155円としてください。

Q システムの都合上、検針票等に値引き額を表示できない。また、値引き額が値引き上限額未満となるような場合も対応できないが、どうすればよいか。

A. 値引き額を明示した別紙の添付や、値引き上限額を記載するなど、可能な方法で対応をお願いします。

【値引きの実施について】

Q 値引きは、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか。

A. 値引きは、原則、消費税率を乗じる前の元値から行います。

(例) 値引き前の請求額が税抜 8,000 円 (税込 8,800 円) の場合

$$8,000 \text{円 (元値)} - 1,050 \text{円 (値引き額)} = 6,950 \text{円}$$

$$6,950 \text{円} \times 1.1 \text{ (消費税率)} = 7,645 \text{円 (値引き後の税込みの請求額)}$$

Q 4月使用分という考えがなく、例えば、毎月20日検針で、5月検針(4月21日から5月20日検針分)という形で顧客に請求しているが、どうすればよいか。

A. この期間を4月使用分として値引きを行っていただいても構いません。

Q 新規契約等により、6月1日から開栓した場合、6月検針分での料金は値引き対象となるのか。

A. 本事業による5月使用分(6月検針分)とは、5月に使用したガス料金を指します。

6月1日から開栓し、例えば6月20日に検針した場合には6月検針分扱いとなりますが、5月使用分として発生した料金は0円ですので、値引き対象外となります。

Q 5月中に退去する顧客があり、退去時の検針を5月に実施した場合、6月検針ではないが値引き対象となるのか。

A. 退去時の検針で確定したガス料金を5月使用分とする場合、値引き対象となります。

Q 顧客との契約上の理由により、2カ月毎や3カ月毎にしか検針を行っていない場合、どのように対応すればよいか。

A. 4月及び5月に使用したガス料金を含んでいる月の検針分から値引きを行ってください。

ただし、3カ月毎の検針の場合は、検針の時期により事務処理が複雑になるケースも考えられますので、事務局までご相談ください。

なお、完了報告の提出時期についても併せてご相談ください。

Q 4月及び5月使用分(5月及び6月検針分)での値引きを忘れていた顧客がいたため、翌々月又は翌月の7月検針分から値引きを行ってもよいか。

A. 4月又は5月に使用したガス料金を含まない7月検針分からの値引きは、本事業の対象外なため、7月検針分から値引いた際の値引き原資は、原則、支給対象外となりますが、事務局まで一度ご相談ください。

Q システムの不具合などにより、4月及び5月使用分（5月及び6月検針分）での値引きが適切に行えていないことが判明した。どのように対応すればよいか。

A. 速やかに事務局まで状況を報告し、対応方法について指示を受けてください。なお、自己判断により対応した場合、値引き原資等の支給を受けられない可能性もありますのでご注意ください。

Q 販売事業者が独自で値引きを行っている場合、どのように値引けばよいか。

A. 販売事業者による独自の値引き後の額から、本事業による値引きを行ってください。

Q 令和7年4月2日から三部料金制が施行されたが、値引き対象となるLPガス料金はどのようなものか。また、設備料金からの値引きはどのように考えればよいか。

A. 値引き対象となるLPガス料金は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」で規定される三部料金制（基本料金＋従量料金＋設備料金）に基づく料金です。ただし、設備料金からの値引きは、LPガスの供給に不可欠であり、かつ使用に伴って消耗する設備にかかる料金に限られます。例えば、LPガス配管等の料金は値引き対象となりますが、Wi-Fi機器等のLPガスと関係のない設備の料金は4月1日以前の既存契約であっても値引きの対象外です。

【完了報告について】

Q LPガス販売業者の事務が繁雑な部分がある。
添付書類である「値引き実績一覧表」は省略できないのか。

- A. 公金により事業費をお支払いする上で、根拠資料の確認が必要となります。
この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。適正を期するため、関係書類の提出をお願いしていますが、必要最小限としていますので、ご協力をお願いします。

Q 「値引き実績一覧表」に記載する値引き前後の金額や値引き額について、税込み金額の記載でもよいか。

- A. 税抜き金額での記載をお願いいたします。

Q 参加承認申請時と完了報告時で、値引き対象となる契約件数に差が出て問題ないか。

- A. 完了報告時には実際に期間中に値引きを行った契約件数（実績）を記入しますので、参加承認申請時と完了報告時で契約件数に差が生じて問題ありません。

Q 概算払請求書や完了報告書兼請求書に添付する一覧表について、「管理番号など」を記載する項目があるが、具体的にどのような内容を記載すればよいか。

- A. 顧客管理番号やメーター番号など、契約者を個々に識別することが可能な情報を記載してください。

Q 概算払請求書や完了報告書兼請求書に添付する一覧表の「管理番号など」について、引越しにより顧客が入れ替わった場合や、テナントビル等の各契約者で同一の管理番号となっている場合はどのように記載すればよいか。

- A. 例えば、管理番号に枝番を付けるなど、同一者の契約でないことを識別することができるように記載してください。

【抽出検査について】

Q 値引きの事実が確認できる書類（入金確認書類）とは、どのようなものを提出すればよいのか。

A. 領収書や Web 明細、帳簿書類の写しなど、値引き前の金額に対して消費者が値引き後の金額を支払ったことを確認することができる書類の写しを提出してください。また、システム画面上での確認となる場合は、画面のハードコピー（スクリーンショット）をご提出ください。なお、2025年4月2日以降に、LPガス料金の三部料金制（基本料金＋従量料金＋設備料金）の表示が義務化されています。そのため、設備料金が発生しない場合であっても領収書などには設備料金欄を設け、「0円」または「該当なし」などの記載が必要となりますのでご注意ください。

Q 抽出検査において提出する書類（検針票や請求書など）の中に、顧客住所（市町村名）や値引き前の金額を記載したものがない場合、どのように対応すればよいのか。

A. 検針票や請求書などと合わせ、顧客住所（市町村名）や値引き前の金額を確認可能なものを別途ご提出ください。提出が困難な場合、事務局まで対応をご相談ください。

Q LPガス以外の品目も含めた合計金額から値引きを行っているが、抽出検査で提出する書類には、合計金額の内訳もすべて記載されている必要があるか。

A. 合計金額の内訳も確認可能な書類を提出ください。なお、基本料金と従量料金の合計額が1,050円未満で設備料金から値引きを行った場合は、Wi-Fi機器等のLPガスと関係のない設備料金から値引きを行っていないことを内訳等で確認できる書類が必要です。提出が困難な場合、事務局まで対応をご相談ください。

Q 抽出検査において誤りが判明した場合などはどうなるのか。

A. 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、現地調査等を実施する場合があります。この場合、事業費の支給が遅れることや減額されることなどがあります。

Q 抽出検査において入金確認が必要な理由は。

A. LPガス負担軽減事業は、実際に値引きを行った費用を岐阜県が支援する仕組みです。そのため、値引き実績がないまま交付金が支払われることを防ぐ必要があります。入金確認により、売買が成立し、値引きが適正に実施されたことを確認しています。

【事業費の支払いについて】

Q 事業費はいつ支給されるのか。

- A. 値引き原資等の事業費の支給は、原則、最終の値引き完了後に行う検査において、値引きが適正に実施されたことを確認後に支給します。ただし、値引き原資に関して、値引き完了後の支給では、本事業の遂行が著しく困難である場合は、概算払請求の手続きにより、値引き原資の一部（上限8割）を前もって支給します。

Q 完了報告書兼請求書を提出してから事業費の支給まではどのくらいの期間を要するのか。

- A. 完了報告書兼請求書の提出後に抽出検査を実施し、適正な実施が認められてから事業費を支給します。支給する時期は事業者ごとの検査の進捗具合により異なりますが、検査完了後、速やかに支給できるようにします。

Q 値引き原資について、なぜ消費税を除いた金額しか支給されないのか。
消費税分は事業者の負担となるのか。

- A. 本事業による値引きの対象は、LPガス料金（基本料金と従量料金の合計額）の元値（税抜き金額）となるため、事業者へ支給する値引き原資についても消費税を含んでいません。また、値引き原資の事業費については、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供にあらず、課税の対象とならないもの（不課税）です。
なお、会計処理上の取扱については、公認会計士、税理士にご確認ください。